

## 平成25年度 第2回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成26年1月29日（水）13：00～15：00

2. 場 所 グランドビル市ヶ谷 2階 白樺（東）

### 3. 議 事

- (1) 奨学金事業関連報告
- (2) 機関保証制度加入者の返還金回収状況及び将来のリスク分析
- (3) 自由討議
- (4) 次回日程について

### 4. 出席者

(◎委員)

黒木委員、鈴木委員、宗野委員、馬場委員、林委員（委員長）、阿部委員、月岡委員

(□オブザーバー)

文部科学省高等教育局 渡辺学生・留学生課長、日本国際教育支援協会 井上理事長

(○(独)日本学生支援機構（以下、「機構」）)

石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、金井債権管理部次長、天羽機関保証業務課長

(■(公財)日本国際教育支援協会（以下、「協会」）)

大森機関保証センター長、平田機関保証課長

(●分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社（PwC）

議事に先立ち、文部科学省高等教育局渡辺学生・留学生課長より挨拶があった。

## 5. 議事概要

・議事（1）～（2）について、機構及び分析業務受託業者から説明を行った。

・自由討議

（質疑応答概要）

### ◎ 委員

分析業務受託業者にお聞きしたい。適状代位弁済率のところで1年目が少ないというのは、どのような理由であるか。説明を補足した方が分かりやすいのではないか。

### ● 分析業務受託業者

最も件数の多い3月新規満期者は、同年10月から返還が開始するため、1年目では返還期間が6ヶ月しかなく、延滞12月以上という適状代位弁済の基準には当てはまらない。この新規返還者については、2年目に含まれることとなるため、1年目が少なくなっている。

### ◎ 委員

機構に三点お聞きしたい。第一に、返還期限猶予制度と減額返還制度において、収入等の適用基準はどれ位異なるのか。第二に、適用基準を満たさないため猶予は不承認だが減額返還制度の適用基準には当てはまるという場合、返還者に対して減額返還をどのように案内しているのか。第三に、上限の5年まで猶予を取得した後も経済状況が依然回復していない返還者に対して、減額返還を案内しているのか。

### ○ 機構

返還期限猶予制度と減額返還制度においては、収入等の適用基準の違いは原則ない。ただし、返還期限猶予制度においては、経済困難等の事由により、取得年数に5年という上限がある猶予と、傷病等の事由により、年数制限なく当該事由が継続する限り申請することができる猶予がある。

なお、上限の5年まで猶予を取得した返還者に対しては、減額返還制度があるということを案内している。

### ◎ 委員

返還期限猶予制度は、問題の解決を先送りしているだけという可能性もある。まずは、少しずつでも返還していくように返還者に習慣づけさせることが大切なのではないか。当初約束した

割賦金での返還が難しい返還者に対しては、返還期限猶予制度の利用よりも先に、減額返還制度を勧めるような基準作りが必要なのではないか。

○ 機構

現在、機構においても、当初約束した割賦金での返還が難しい返還者に対しては、まずは減額返還制度の利用を勧め、その後で返還期限猶予制度の利用について説明している。

□ オブザーバー

文部科学省としては、マイナンバーに適応した、よりきめ細かな所得連動型の返還制度を導入し、今後返還者が少しでも返還しやすいような仕組みをつくることが、次の大きな使命であると思っている。

○ 委員

翌年以降も返還期限猶予制度を申請したいという場合、毎年、収入等に関する証明書を本人に提出させるという理解でよいか。

○ 機構

その通りである。

○ 委員

返還期限猶予制度を5年利用した後に、さらに上限の10年まで利用した場合、猶予適用基準はより厳しい基準が適用されるのか。

○ 機構

返還期限猶予制度の上限10年まで利用した場合も、猶予適用基準は変わらない。

○ 委員

協会に確認したい。機構の支払督促申立予告書は、期限までに返還しないと法的措置をとるという非常に強い文書内容である。協会で発送している催告書が単に払ってくださいという内容の督促文書だとすると、返還者にとっては、機構から協会へ請求元が変わっただけだと認識される恐れがある。協会から発送している催告書はどのような内容なのか確認したい。

■ 協会

協会から発送している催告書は、応答がなければ法的措置をとることを検討する旨を記載した、支払督促申立予告の体裁である。この催告書は、支払督促申立予告書と同等の効力があることを確認している。そのため、支払督促申立段階に進んだ場合、この催告書をもって支払督促申立予告の段階が終了しているという理解である。

◎ 委員

協会にお聞きしたい。催告書未送達のものに対しては、今後どのような対策をとっていくのか。

■ 協会

現在、受取拒否もしくは保管期限切れとなったものについては、普通郵便で再送している。普通郵便で再送したものの中、その後応答があったものは、現時点で少ない状況である。

◎ 委員

本人の現住所以外に、本人の実家や勤務先等へ催告書を送付することに関して、何か問題はあるか。本人の現住所だけでなく、実家や勤務先へ催告書を送付すれば、その後の反応も変わってくるのではないか。

◎ 委員

受取人が本人ということであれば、法律上問題はないと考えられる。

◎ 委員

返還者によって、本人の現住所しか分からない場合や、実家、勤務先住所も判明している場合等がある。本人の実家住所や勤務先住所が判明しているものについてのみ、その住所に催告書を送るということに問題はないか。

◎ 委員

判明している住所に送るというだけの話なので、問題はない。機構では、支払督促申立予告書を受け取らなかった者に対して、特定記録で再送し、郵便受けには届いたということを確認している。協会で、催告書を勤務先に送るとするならば、親展をつけて書留や特定記録など配達が確認できる方法で送付すればよいだろう。

◎ 委員

協会で、本人の勤務先もしくは実家へ催告書を送付し、本人からクレームがあった場合、本人現住所へ送付したが応答がなかったため勤務先（もしくは実家）へ送付したと理由づけても法律上問題はないのか。

◎ 委員

クレームはあるかもしれないが、法律上問題はない。本人現住所宛に催告書を送付する際、「〇月〇日までに返答をください。それまでに返答がなければ勤務先等へも催告書を送付します」等と但し書きを入れれば、クレームは減らせるのではないか。

■ 協会

協会では代位弁済後、1～3年かけて督促を行っており、代位弁済された返還者のうち、3分の1の者は協会に返済行為をしている。

それでも応答がない3分の2の者に対して、催告書を送付している。催告書を送付するタイミングも、人的保証の場合と比較して明らかに異なるということをご理解いただきたい。

◎ 委員

リスク分析結果において、「機構の回収活動は年々強化され、機構の回収状況は改善していることから、代位弁済された債権については、その後の回収が難しい債権の割合が増加している可能性が考えられる」とのことである。機構の人的保証債権では、任意弁済期間中に回収できなかつたものは、その後の回収が難しくなるため、法的措置をとっている。それと同様に、代位弁済された債権についても、法的措置をとらないとその後の回収が難しい債権であると言えるのではないか。

◎ 委員

それならば、「機構の回収活動は年々強化され、機構の回収状況は改善していることから、代位弁済された債権については、法的措置をとらないとその後の回収が難しい債権の割合が増加している可能性が考えられる」と記載したほうがよいのではないか。

◎ 委員

なぜ平成21年度は機構での債権回収状況が悪かったのか。

○ 機構

平成22年度から、個人信用情報の登録がはじまった。そのため、平成22年度と比較して平成21年度の回収状況は悪いという可能性が考えられる。

(了)